

201.30

特定通常実施権登録制度に係る指定期間の
の取扱い（特・実）

特定通常実施権登録制度に係る指定期間については、次のとおり取り扱う。

1. 手続をする者が在外者でない場合

(1) 次に掲げる書類の提出についての指定期間は、30日とする。

ア. 命令による手続補正書（[産活法70条2項](#)において準用する[特許法17条3項](#)）

イ. 物件提出書（[特定通常実施権登録令15条](#)）

ウ. 弁明書（[特定通常実施権登録令18条2項](#)）

(2) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由により(1)に定める期間内に手続をすることができないと認める場合には、(1)に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができる。

2. 手続をする者が在外者である場合

(1) 1. (1)の指定期間は、在外者が手続する場合も同様とする。

(2) 1. (2)の規定は、在外者が手続をする場合も同様とする。

(改訂平成23・11)